



安全で住みよい 快適なまちをめざして

さまざまな役割を持ち
私たちの日常生活を支えてくれている“道”
四日市市狭あい道路後退用地の
整備事業にご協力ください。

安全で快適なまちづくりは みなさんのご協力からはじまります

私たちの身近にある生活道路は、日常の通行のみでなく緊急車両などの通行のための利用機能や、通風・採光などの空間機能として環境上からも重要な役割があります。

しかし、重要な役割を果たしている生活道路が狭いために、十分に役割が果たされず生活環境に支障ができてきている道路が市内の各所にたくさん存在しています。

そこで当市では、建築基準法にも定められている4メートルの道路幅員を確保し、生活環境の向上を図るため『四日市市建築行為等に係る道路後退用地整備要綱』を制定しています。（平成17年4月から「四日市市狭あい道路後退用地整備要綱」に改め）

安全で快適なまちづくりを進めるため、ぜひ皆様のご理解とご協力をお願いします。

狭あい道路には、こんな問題が

- 救急車や消防車が入りにくい
- 生活に必要な日照・通風が得られない
- 火災時には、延焼しやすい
- 避難路として危険である
- 歩きにくく、自動車も走りにくい



市民のみなさんのお手伝い

この事業は狭あい道路に接した敷地で建物の建て替えや増改築を行う際に、建築主や関係権利者の協力と承諾を得て、建物や門、塀の位置を後退していただき、法令で定められた4メートルの幅員まで道を広げることが目的です。また、平成17年度より駐車場・空き地にも範囲を広げました。

このため、後退部分の用地内にある門や塀などの撤去費用の一部を市が助成し、後退した部分やすみ切り部分について市が舗装・整備をします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

後退用地整備事業は こうして進められます

- 1 事前相談** あらかじめ道路についてご相談ください
特に建築計画がある場合はお早めにご相談ください
- 2 協議申出書等の提出** 事前相談時に必要な申請書類を渡しますので必要事項
を記入の上、添付書類を添えて提出していただきます
- 3 中心線等の確定** 中心線などは関係地権者など、立会いのもと確定します
●**確認申請書の受付**
建築計画がある場合、確定した中心線に基づき建築
確認申請書を提出していただきます
- 4 後退線の確定、測量・分筆
および後退線杭の設置** 後退用地を測量・分筆登記をしていただきます
- 5 協 議** 後退用地の帰属の手続きを行うため、協議書等の作成
を行います
協議内容
①後退支障物件の除却
確定した中心線に基づき後退線が確定しますので支障
物件の除却をしていただきます
②後退用地の整備
整備の方法、整備の時期などについて打合せをします
③後退線杭設置完了報告書および座標報告書の提出
●**助成金の交付**
所有権移転および後退支障物件の除却完了後に助
成金を支払います
- 6 後退用地整備** 建築主等と調整の上、市が後退用地の整備を行います
- 7 整備工事完了**

※なお、自己管理される場合は後退用地の後退線を明確にし、後退部分の支障物件を除却し、道路として維持することを自らの責任において維持管理していただきます。（この場合は、市では整備工事をおこないません）

こんな敷地が 後退用地整備事業の対象です

こんな敷地とは、事業対象の道路に面して要綱対象の建築を行う場合や建築可能な土地所有者で道路後退を行っていただける方（現在、駐車場・空き地など）が後退用地整備事業の対象となります。

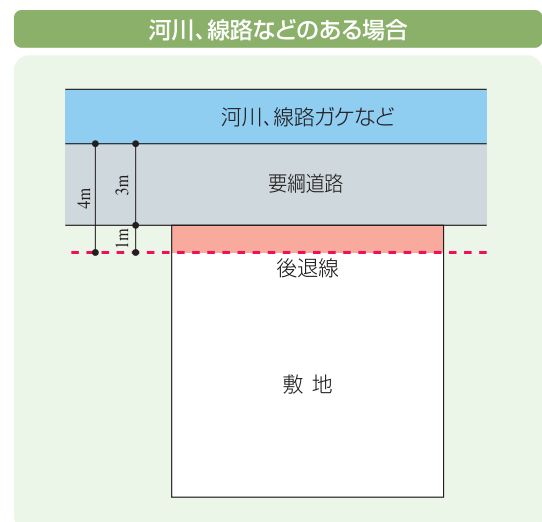
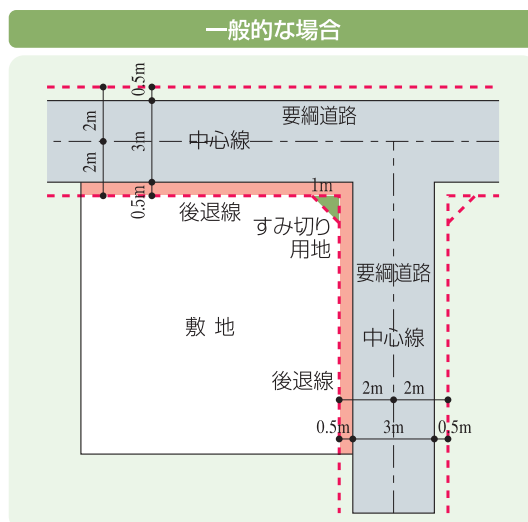
事業対象の道路とは

- ① 建築基準法第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道路
- ② その他市長が必要と認めた幅員4メートル未満の道路
- ③ 上記道路にかかわるすみ切り用地

上記の①、②は

市街地整備・公園課に備えつけの「建築道路台帳」（地図）に表示された道路のうち、幅員が4メートル未満の道路のことです。この場合、原則として、道の中心から両側にそれぞれ2メートル後退した線を道路の境界線とみなして整備を行なっていきます。

後退方法



要綱対象の建築行為とは

- ・ 新築（全面建替え含む）
- ・ 増築（増築の計画により取り扱いが異なりますので必ず事前にご相談ください）
- ・ 建築物に附属する門・塀・土止めなどの設置、改修

後退用地の取り扱い

権利の帰属内容により、後退用地について下記のように取扱われます。

権利の帰属		所有権	整備工事	維持管理	非課税処置
①	寄付	市に移転します	舗装などの工事を市が行います	市で維持管理を行います	
②	無償使用承諾	道路として 使用権のみ 市に与えます	同上	同上	あります
③	①、②以外 (自己管理)	私有のままです	ありません	個人で自主管理 していただきます	原則的には ありません

注) ①、②については、建築主または土地所有者において後退部分の測量・分筆が必要となります。

助成制度について

権利の帰属内容により後退用地について下記のような助成制度があります。

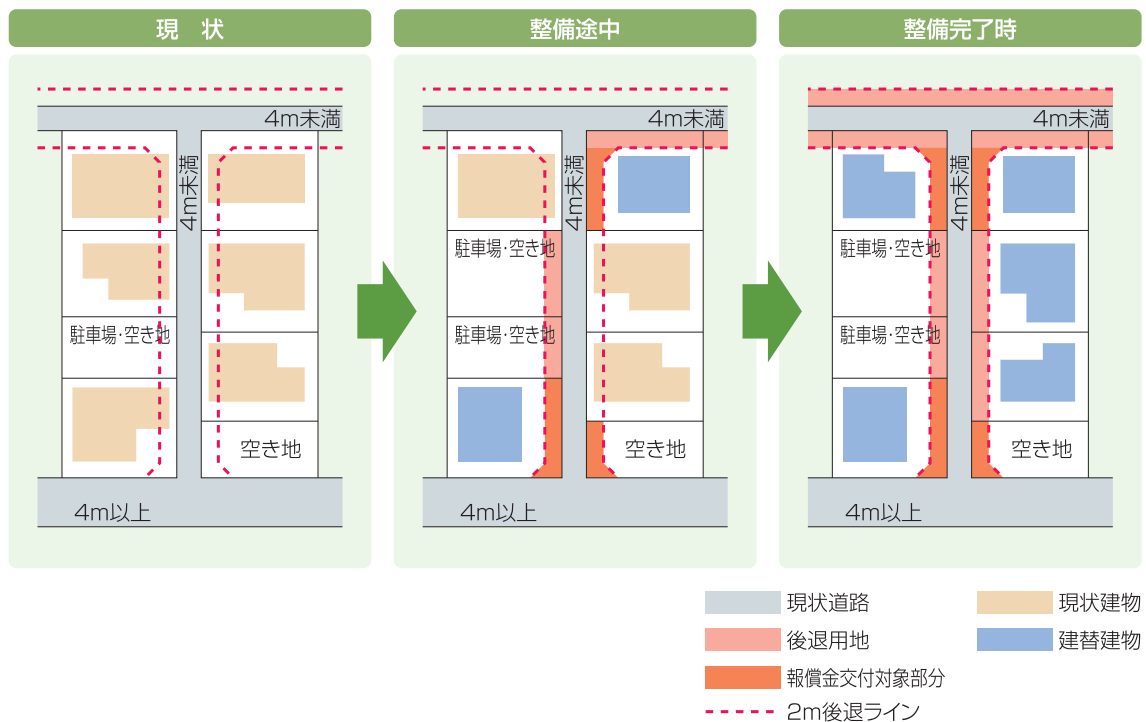
権利の帰属		測量・分筆助成金	除却助成金	報償金
①	寄付	あります (建築敷地あたり 15万円の助成)	あります (市の算定により その一部を助成)	あります (二方以上の道に 接する敷地に限る)
②	無償使用承諾	あります (建築敷地あたり 15万円の助成)	あります (市の算定により その一部を助成)	ありません
③	①、②以外 (自己管理)	ありません	ありません	ありません

注) ①、②における助成金15万円は平成17年4月現在での金額です。

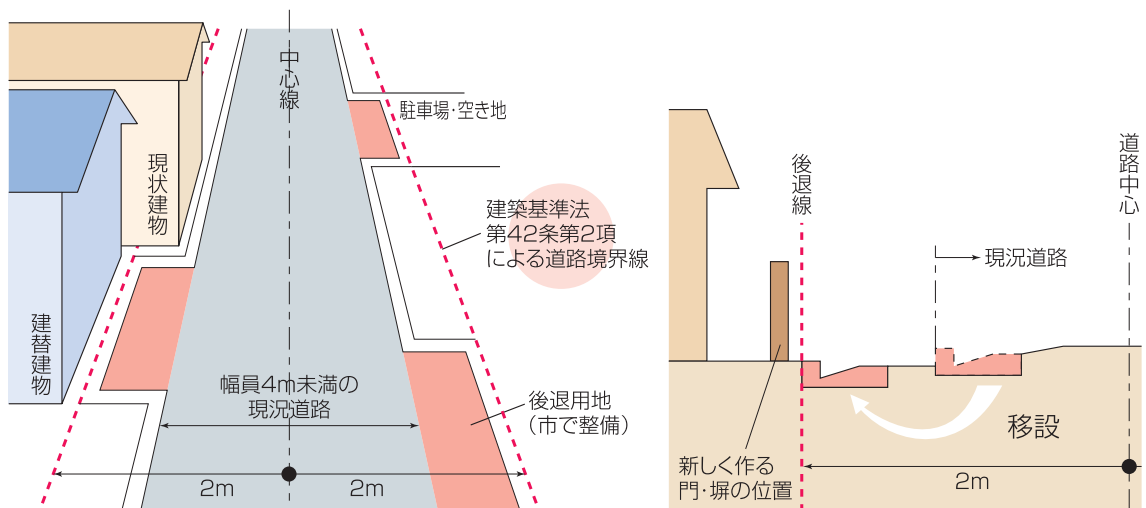
注) ③について後退部分の分筆・測量は求めませんが、後退用地内の除却物の撤去はすべて建築主または土地所有者の負担となります。

後退用地整備は 一軒ごとに進められます

道路は一時的に凹凸した形態になりますが、道路に面したすべての敷地が後退したとき、『幅4メートルの”みち”が完成』することを目指しています。



整備方法



四日市市狭あい道路後退用地整備要綱(抜粋)

第1条 (目的)

この要綱は、建築行為等及び建築可能な土地に係る狭あい道路の後退用地等の確保及び整備に関し必要な事項を定めることにより、良好な市街地の形成を促進するとともに、生活環境の向上を図り、もって安全で住み良い街づくりに寄与することを目的とする。

第3条 (門、塀等の設置届)

建築主等又は道路後退者は、門、塀等について、工事に着手する前に、門、塀等設置届を市長に提出しなければならない。

第4条 (協議)

建築主等又は道路後退者は、後退用地・すみ切り用地(以下「後退用地等」という。)の帰属、後退用地等に存する後退支障物件の除却及び後退用地等の整備の時期等に関し、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 建築主等又は道路後退者は、前項の規定により協議を行う場合においては、狭あい道路後退用地協議書を市長に提出しなければならない。

3 建築主等又は道路後退者は、後退用地等の帰属について協議が整った場合においては、後退用地等寄附申出書又は後退用地等無償使用承諾書を市長に提出しなければならない。

第5条 (後退線杭の設置及び座標報告)

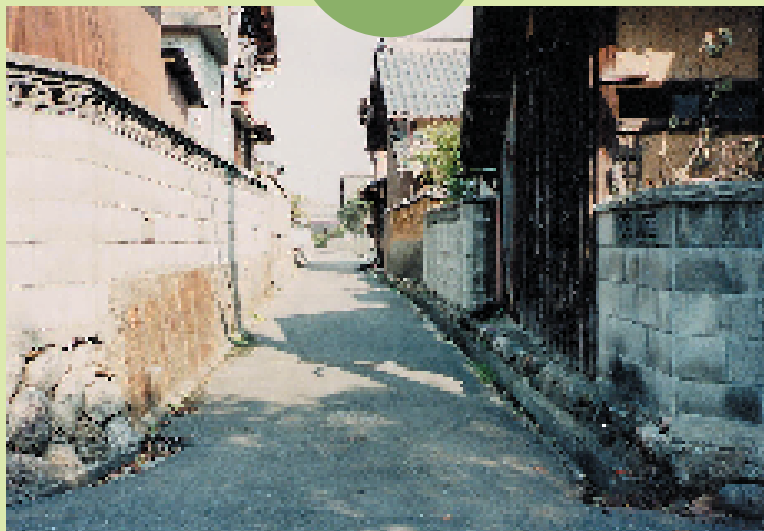
建築主等又は道路後退者は、前条に規定する協議に先立ち、市長が支給する後退線杭を後退線上の主要な位置に設置しなければならない。

2 建築主等又は道路後退者は、前項に規定する後退線杭の設置及び座標報告書が完了したときは、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項に規定する報告を受けた場合には、速やかにその確認をするものとする。

整備を進めることで 快適なまちに生まれ変わります

整備前の
まちなみ



整備後の
まちなみ

四日市市役所
都市整備部 市街地整備・公園課 整備係

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1-5
☎0593-54-8289